

女子差別撤廃委員会最終見解への対応について

平成21年11月26日

家本賢太郎 岡本直美

帯野久美子 勝間和代

女子差別撤廃委員会の最終見解は、我が国の男女共同参画の状況や施策についての一つの国際的な評価であり、また、取り組んでいくべき課題を示すものでもある。条約締約国として、最大限対応し、新たな男女共同参画基本計画にも反映させていくべきである。

特に、以下の4項目を重要課題として、取り組む必要がある。

1. 民法改正（婚姻適齢、離婚後再婚禁止期間、選択的夫婦別氏、婚外子差別の是正等）

- 法制審議会（平成8年に答申）、男女共同参画会議や専門調査会などで議論されてきた。現行法制下で結婚に際して支障を感じている者に対する選択肢の拡大や、子どもについての差別をなくすための改正が必要である。

2. 女子差別撤廃条約の選択議定書の批准（個人通報制度等）

- 世界99か国（OECD加盟30カ国中28カ国）が批准。男女間の平等を進め、我が国の取組姿勢を国際的に示す上でも有意義であり、批准が必要である。

3. 女性の参画拡大のための暫定的特別措置

- 「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待する」との政府目標は、現状では達成は困難。より戦略的に、かつ、政治が責任を持って、大胆な取組を進める必要がある。

4. 女性に対する暴力の根絶、被害者支援

- 女性に対する暴力は、女性の尊厳を踏みにじる人権侵害であり、その根絶に向けた取組強化と被害者支援の充実を図る必要がある。

（注）1と3は、委員会への2年以内の状況報告が求められている。

民法改正に関する過去の指摘事項・決定事項

◆女子差別撤廃委員会からの最終見解（平成21年8月）

差別的な法規定

17. 委員会は、前回の最終見解における勧告にもかかわらず、民法における婚姻適齢、離婚後の女性の再婚禁止期間、及び夫婦の氏の選択に関する差別的な法規定が撤廃されていないことについて懸念を有する。更に、委員会は、戸籍制度及び相続に関する規定によって嫡出でない子が依然として差別を受けていることについて懸念を有する。委員会は、締約国が、差別的法規定の撤廃が進んでいないことを説明するために世論調査を用いていることに懸念をもって留意する。

18. 委員会は、男女共に婚姻適齢を18歳に設定すること、女性のみ課せられている6カ月の再婚禁止期間を廃止すること、及び選択的夫婦別氏制度を採用することを内容とする民法改正のために早急な対策を講じるよう締約国に要請する。さらに、嫡出でない子とその母親に対する民法及び戸籍法の差別的規定を撤廃するよう締約国に要請する。委員会は、本条約の批准による締約国の義務は、世論調査の結果のみに依存するのではなく、本条約は締約国の国内法体制の一部であることから、本条約の規定に沿うように国内法を整備するという義務に基づくべきであることを指摘する。

最終見解のフォローアップ

59. 委員会は、上記第18及び第28パラグラフに含まれる勧告の実施に関する書面での詳細な情報を、2年以内に提出するよう締約国に要請する。

◆男女共同参画基本計画（第1次、平成12年12月）

2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

・家族に関する法制の整備

男女平等等の見地から、選択的夫婦別氏制度の導入や、再婚禁止期間の短縮を含む婚姻及び離婚制度の改正について、国民の意識の動向を踏まえつつ、

引き続き検討を進める。

◆男女共同参画基本計画（第2次、平成17年12月）

2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

○家族に関する法制の整備

- ・世論調査等により国民意識の動向を把握しつつ、結婚に伴う氏の変更が職業生活等にもたらしている支障を解消するという観点からも、婚姻適齢の男女統一及び再婚禁止期間の短縮を含む婚姻及び離婚制度の改正とあわせ、選択的夫婦別氏制度について、国民の議論が深まるよう引き続き努める。

◆「選択的夫婦別氏制度に関する審議の中間まとめ」（抜粋）

（平成13年10月11日 男女共同参画会議基本問題専門調査会）

まとめ

当専門調査会は、個人の多様な生き方を認め合う男女共同参画社会の実現に向けて、婚姻に際する夫婦の氏の使用に関する選択肢を拡大するため、夫婦が同氏か別氏かを選択できる選択的夫婦別氏制度の導入が望ましいと考える。このことは、少子化への対応の観点から婚姻の妨げを取り除くことにもつながるものである。また、諸外国でもあまり例を見ないほどの少子高齢社会において、我が国の社会を維持・発展させるためには、高齢者とともに、女性の能力を活かすことは喫緊の課題であり、職業生活を送る上で支障となるものは除去することが必要である。

当専門調査会としては、選択的夫婦別氏制度を導入する民法改正が進められることを心から期待するものである。

なお、制度の導入に当たっては、政府が制度の趣旨や意義について適切な広報活動を行うとともに、社会全体が子どもへの影響について十分配慮することが重要であると考えられる。

女子差別撤廃条約選択議定書に関する過去の指摘事項・決定事項

◆ 女子差別撤廃委員会からの最終見解（平成21年8月）

パラグラフ20

（前略）委員会は、選択議定書の批准を締約国が引き続き検討することへの勧告及び選択議定書に基づき利用可能なメカニズムは、司法による本条約の直接適用を強化し、女性に対する差別への理解を促すという委員会の強い確信を改めて表明する。

◆ 「女子差別撤廃委員会からの勧告を含む最終コメントを踏まえた対応について」

（平成17年7月15日 男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会）

6 選択議定書について、引き続き批准の可能性を早期に検討されたい。

◆ 男女共同参画基本計画（第2次、平成17年12月）

11. 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

（1）国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透

○女子差別撤廃条約等の積極的遵守

- ・ 権利侵害を受けたと主張する個人等が女子差別撤廃委員会へ通報することができるという個人通報制度等を定める女子差別撤廃条約選択議定書の締結の可能性について、検討を行う。